

災害時における施設等の利用に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により避難を余儀なくされた場合に、日進市（以下「甲」という。）が、学校法人白山学園（以下「乙」という。）に対し、避難施設として施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において支援を行う対象者（以下「対象者」という。）とは、災害時要援護者のうち、居宅が居住困難となり、一般の避難所では対応が困難な就学前児童及びその保護者とする。

(施設の使用の要請及び受託)

第3条 甲は、対象者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第4条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 施設名 ①はくさん幼稚園
②ハイランド白山幼稚園
- (2) 所在地 ①日進市藤枝町西外面35
②日進市五色園四丁目2801

(手続等)

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先、かかりつけ医等医療情報
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間
- (4) その他必要と認める事項

(避難者の移送)

第6条 甲は、避難が必要な対象者の乙への移送を行うよう努め、乙は、甲の依頼により可能な範囲において協力するものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、対象者に係る日常生活用品、食糧及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が対象者を適切に介護できるよう乙の要請があったときは、看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 甲の要請により乙が提供した介護員等に要する人件費及び生活物資等の費用は、甲が負担するものとする。

(受け入れ可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受け入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(施設の使用期間)

第10条 避難施設の使用期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議のうえ、使用期間の延長を行うことができるものとする。

(有効期限)

第11条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して決める。

甲と乙は、この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和2年11月9日

甲 住 所 日進市蟹甲町池下268番地
名 称 日進市
代表者 日進市長 近 藤 裕 貴

乙 住 所 日進市藤枝町西外面35
名 称 学校法人 白山学園
代表者 理事長 増 井 巧 一